



吉発第 3881 号
令和5年12月12日

吉見町議会議長 神 田 隆 様

吉見町長 宮 崎 善 雄



再議書

令和5年12月（第5回）吉見町議会定例会において、12月8日に修正議決された「議案第73号 令和5年度吉見町一般会計補正予算（第5号）」については、次の理由により異議があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第176条第1項の規定に基づき、再議に付する。

理由

令和5年12月8日になされた修正議決において、令和5年度吉見町一般会計補正予算（第5号）に計上している債務負担行為の補正を削除することについては、以下のとおり異議がある。

1 給食センター運営事業に係る債務負担行為補正の必要性

今回の債務負担行為の補正については、第六次吉見町総合振興計画の将来像である『未来へつなぐ みんなで安心して暮らせるまち よしみ ー20年先への種まきー』として、「吉見町の子どもたちのため、安全安心な給食を将来にわたり安定して提供する」との思いを予算化したものであり、修正削除すべきものではなく、今やるべきことであると考えている。

給食センターでは、町の正規職員と会計年度任用職員の任用により、調理体制を維持しているが、会計年度任用職員の確保に苦慮している状況が続いており、将来にわたって安定したサービスを提供する上で懸念がある。

そこで、教育委員会では、これまでの経緯や諸課題を解決すべく、給食センターの調理業務等を民間へ委託するための協議を行ってきた。

令和5年度に入り、建設から20年以上が経過し老朽化している給食センターの調理、洗浄などの厨房機器等を現状の児童生徒数に合わせて、小型化した上で更新し、2学期から運用している。

給食センターの厨房機器等の更新業務と時期を同じくして、教育委員会定例会や学校給食センター運営委員会において、給食センターの民間委託について、慎重な審議

を経て、令和5年8月、「吉見町学校給食センター調理業務等民間委託基本方針（以下「民間委託基本方針」という。）」を策定した。

民間委託基本方針は、これまでの経緯を踏まえ、学校給食の実施主体と給食センターの調理業務等の民間委託にあたっての基本的な考え方などを示したものであり、給食センターの民営化を定めた方針ではない。一部民間委託とは、あくまでも、町が所有する給食センターを使い、民間の事業者が調理や配送などを行うということである。

なお、食材料の選定や購入については、引き続き、町が行い、給食献立の作成等も今までどおり栄養教諭と各学校の食育主任が参加する献立会議で決定するものであり、多くの自治体が採用する公設民営方式であるということは共通の認識とされたい。

2 発議について

発議については発議者が、議案については町長が、それぞれ提案理由を付して、議長に提出している。修正動議については、理由を付すという要件は備わっていないが、発議者1名の趣旨説明だけでは、給食センター運営事業に係る債務負担行為補正に対し、このような理由により反対するという発議者個々の理由が判断できない。修正動議を提出するということの重大性に鑑みても、明確な提案理由が付されていないということは、納得できるものではない。また、質疑においても、発議者及び発議者に名を連ねていない議員の発言中に暫時休憩となり、結果、発言者本人の発意により取消しとなった。さらに、町の重要な政策を修正する動議において、全ての発議者から給食センターの一部民間委託に対する明確な反対意見を聞くことができなかった。討論の中では、発議者2名から賛成の意見を表明する発言があったが、残り6名の発議者からは何の発言もなく、修正動議に賛成する明確な理由が分からず、今後の対応に苦慮するところである。

3 民間委託基本方針の説明について

9月6日（水）、令和5年9月吉見町議会定例会の全員協議会において、参考資料を添付の上、この民間委託基本方針を初めて教育委員会以外の外部機関に公表した。

10月5日（木）、吉見町役場において、正規職員である調理員及び運転手を対象とした説明会を実施した。当日は、副町長、教育長、総務課長、教育総務課長、総務課課長補佐及び教育総務課課長補佐兼給食センター係長が出席し、民間委託基本方針の内容とともに、令和6年度中には調理・配送・洗浄・清掃・保管等（以下「調理、配送等」という。）の業務を民間事業者へ委託していく旨の説明をした。あくまでも、民間委託のための事業予算を上程し可決されることが前提であることは言うまでもない。

10月11日（水）及び12日（木）の両日、会計年度任用職員を対象に民間委託基本方針の内容とともに、令和6年度中に調理、配送等の業務を民間事業者へ委託していく旨の説明をした。ここでも、議会において事業費に係る予算が可決されることが前提であり、可決された場合は、プロポーザル方式により事業者を選定する予定であること、現在給食センターに勤務している調理員を優先雇用することや現在の給与

水準を維持することなどについて仕様書に明記することも説明した。

この件について、給食センターに勤務する職員から所管課の教育総務課や人事管理を担当する総務課に相談はなかった。

なお、会計年度任用職員の任期は、地方公務員法により、会計年度に合わせて最長1年間（4月1日から翌年3月31日まで）となっている。

11月13日（月）に開催された全員協議会において、教育総務課では改めて民間委託基本方針に基づき、令和6年4月から給食センターの調理、配送等の業務の民間委託を進めるべく事業を推進していきたい旨の意思表示をした。しかし、複数の議員からは時期尚早であるとの意見が挙げられたが、明確な開始時期の発言はなかった。

4 開始時期について

令和5年12月吉見町議会定例会期間中の12月6日（水）に行われた一般質問において、2名の議員から「学校給食センター調理業務等民間委託について」という同様の質問を受けた。そこでも教育長及び教育総務課長が答弁したが、「給食センターでは、正規職員と会計年度任用職員の任用により調理、配送体制を維持している」、「以前から職員の確保に苦慮し、将来にわたって安定した給食の提供を行う上で懸念がある」、「安全安心な給食の提供については、公設公営だけではなく様々な方法がある」など全員協議会と同様の答弁を行った。

総務省が令和5年5月17日に公表した「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等」によると、令和4年4月1日現在の全国市区町村における民間委託の実施状況は、調理業務が73.2%、運搬業務が91.0%となっている。また、埼玉県における民間委託の実施状況は、調理業務が86.2%、運搬業務が91.5%となっている。このように吉見町が行っている公設公営方式は、全国的にみても極めて少数である。

給食センターの調理業務などは体力のいる仕事であり、体力の衰えや病気などを理由とした退職などに対する懸念も年々高まっており、将来にわたって安定的な給食の提供という面からも民間委託は避けて通れないと考える。

給食センターの調理、配送等の民間委託を先送りするのではなく、令和6年4月1日から開始することが最善と考える。

